

# 6. 災害対応



## 6-1 法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などさまざまな法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

### 1 東日本大震災への対応

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」）直後、被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていた。しかしながら、民事法律扶助業務においては、被災者であっても資力要件を満たす必要がある点や、費用の立替えの対象となる事件が限定されていることなどが、被災者への法的支援にはそぐわないとして疑義が呈されることがあった。

そこで、平成24年3月23日、被災者の実情により即した法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、既存の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほか原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などが特色である。

### 2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通して、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する支援として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度特例法を制定するのでは、即応性の点で不十分である、というものである。そして、今後起こりうる大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決の迅速な道筋をつけられるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」）が、法テラスの業務となった。

この改正総合法律支援法は、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」）発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、被災者法律相談援助が政令により平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生の日から1年間となる平成29年4月

13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後第2例目として、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、第3例目として、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風、以下「台風第19号」）に適用された。

### 3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度に関する情報も含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ&Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

資料 6-1

法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会並びに東京三弁護士会と共催で電話相談を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で電話相談を実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までにさらに6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、情報提供を開始
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q & A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	被災者専用フリーダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・平成28年熊本地震に続き、政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・被災者専用フリーダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年度 (平成31年度)	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・被災者専用フリーダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号)  施行日：平成16年6月2日  (第30条1項1号)	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号)  施行日：平成16年6月2日  (第30条1項2号)	総合法律支援法の一部を改正 する法律(改正総合法律支援 法)  成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日  (第30条1項4号)	東日本大震災の被災者に対する 援助のための日本司法支援セン ターの業務の特例に関する法律  成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日  (第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談 窓口等の情報提供(電話や メール等)、ホームページに 災害特設ページを設け、災 害に関するQ&A等を掲載 ②被災者専用フリーダイヤル にて情報提供 ③東日本大震災の被災地に開 設した被災地出張所にて、 「よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが 法的トラブルにあった際に、 無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規 模災害により被災された方に 対し、災害発生から最長で1 年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助 法が適用された区域に平成23 年3月11日に居住していた方 に對し、無料で法律相談を行う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産(現金・預貯金) が一定額以下であること	・大規模災害が発生した日に、 政令で定められた被災地に 住所、居所、営業所又は事 務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての 災害 ②被災者専用フリーダイヤ ル：東日本大震災、平成28 年熊本地震、平成30年7月 豪雨、令和元年台風第19号 ③よろず相談：東日本大震災	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの 概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替 え
	利用者の 条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること		・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
	代理援助 ／ 書類作成 援助の 対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む)		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手 続 ・民事・家事・行政に関する裁 判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必 要と認められるものを含む) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解 の交渉(東京電力(株)に対す る請求書提出等)
	立替費用の 返済	原則として事件の開始時から毎月返済		[書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書 類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書 等
			原則として事件の開始時から毎月返済	事件の終結後から毎月返済

## 6-2 令和元年度における災害対応

### 1 令和元年度の災害

令和元年度も前年度に引き続き、地震や大雨等の大規模な自然災害が日本列島を襲った。

台風第15号（9月、令和元年房総半島台風）では、大雨のほか記録的な暴風により、千葉県内を中心に送電線の鉄塔や電柱が倒壊するなどし、首都圏で大規模な停電が発生した。長期間にわたる停電の影響で、通信障害、断水等のライフラインへの被害や交通障害が発生し、住民生活に大きな支障を及ぼした。

それから間もなく上陸した台風第19号（10月、令和元年東日本台風）では、気象庁が東日本と東北地方の1都12県（過去最多）に大雨特別警報を発表して、最大級の警戒を呼び掛けた。多くの地点で、半日から1日程度の短期間での降水量が観測史上1位を更新するほどの記録的な大雨が降り、広い範囲で非常に強い風を観測した。これにより、堤防の決壊や土砂災害等が広範囲で発生、死者・行方不明者94名、重傷者42名の人的被害のほか、多数の住宅等が浸水・損壊するなど、甚大な被害が発生した。

このほか、6月の山形県沖を震源とする地震をはじめ、同月下旬には鹿児島県を主な被災地とする大雨、8月には九州北部を中心とした前線に伴う大雨などにより、日本各地で洪水・土砂災害が、立て続けに発生した。



読売新聞（令和元年10月13日）紙面の一部を抜粋



「令和元年台風第19号トゥルーカラー再現画像（JMA,NOAA/NESDIS,CSU/CIRA）」  
気象庁ホームページより

### 2 台風第15号及び第19号への対応

法テラスでは、台風第15号及び第19号による災害発生に当たって、被災者の生活再建に役立つ情報提供の一環として、ホームページ上に被災者支援のためのQ&Aを掲載し、サポートダイヤルでも情報提供を開始した。

10月18日には、政府により、台風第19号につき、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための各政令が閣議決定された。これにより法テラスでは、台風第19号被災者を対象とした無料法律相談（被災者法律相談援助）を実施することとなった。この援助制度の実施は、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に続き、第3例目となった（令和2年10月9日まで）。また、これにより、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を台風第19号被災者にも利用可能とした。

なお、台風第19号において、被災者法律相談援助の対象となる災害救助法適用区域は、14都県390市区町村（内閣府、令和元年11月1日公表）に及んだ。これは、平成30年7月豪雨における11府県110市町村をはるかに上回ると同時に、東日本大震災における適用区域をも超えて最多で広範囲に及ぶものであった。



提供：読売新聞社（令和元年10月13日）

法テラスでは、災害救助法適用区域の地方公共団体に対してQ&Aリーフレット及びチラシを送付し、報道機関向けにプレスリリースを行うなどして、当制度の周知に一層努めた。また、被災各県の地方事務所においては、地方公共団体、弁護士会・司法書士会等の関係機関からの問合せに対する制度説明や協議等を随時行ったほか、地方協議会の場や、地方公共団体や関係機関主催のイベントにおいて被災者法律相談援助の周知を行ったり、地方公共団体を訪問してチラシの配布を依頼するなど、これまでの連携を生かして迅速な被災者支援を行った。

## (1) 令和元年台風第19号における被災者法律相談援助業務の実施状況

### ア 全体の件数及び推移（月別）

業務開始以降、当援助による法律相談の実施件数は、増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により相談業務に支障が生じたことから一時減少した。その後は再び増加傾向を示している。

資料 6-3 被災者法律相談援助の月別件数の推移



(注) 令和元年10月～令和2年7月実施分

イ 事務所別件数

東京、埼玉、千葉、茨城など首都圏の地方事務所で全体の約8割を占めている。

他の地域においても台風被害は甚大なものであったが、首都圏は多数の人口を抱えており、被災者相談の適用を受ける人の割合も高いことから、全体の大半を占める相談数になっているものと考えられる。

資料 6-4 被災者法律相談援助の事務所別件数

地方事務所名	件数
岩 手	254
宮 城	1,940
福 島	1,175
茨 城	4,814
栃 木	1,927

地方事務所名	件数
群 馬	1,855
埼 玉	4,352
千 葉	2,341
東 京	4,823
神 奈 川	598

地方事務所名	件数
新 潟	28
山 梨	492
長 野	1,554
静 岡	63
そ の 他	7
合 計	26,223

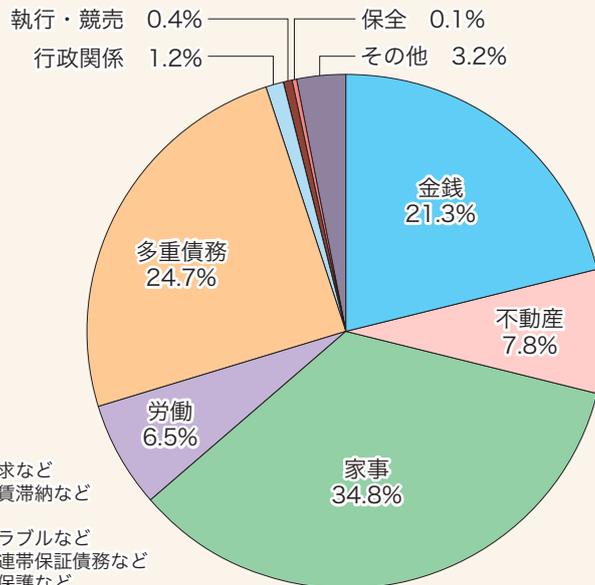
(注1) 令和元年10月～令和2年7月実施分

(注2) 「その他」は、令和元年台風第19号に係る災害救助法適用区域を有していない5事務所での合計件数

ウ 相談内容の傾向

相談内容を事件別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、借金やローンなどの多重債務問題、損害賠償請求などの金銭事件が大きな割合を占めている。

資料6-5 被災者法律相談援助の事件別内訳



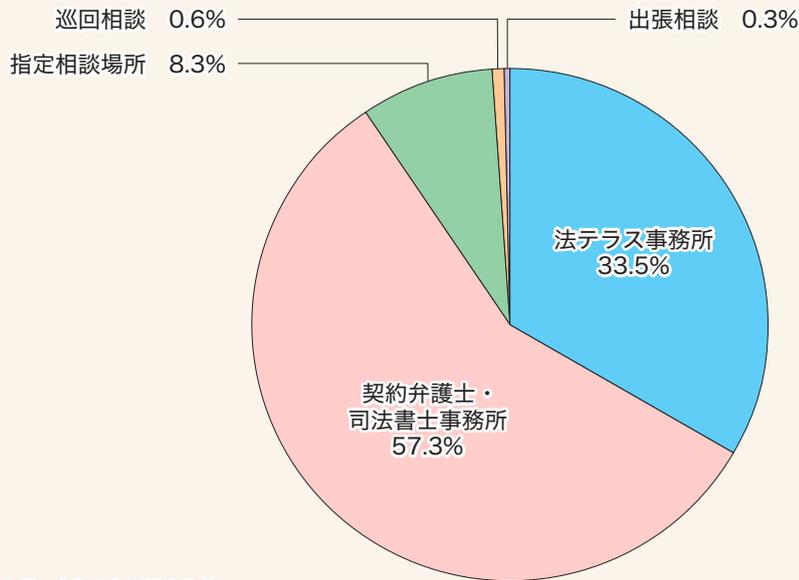
(注1) 金銭…損害賠償、貸金返還請求など  
 不動産…土砂の流入問題、家賃滞納など  
 家事…離婚、相続問題など  
 労働…未払賃金、職場でのトラブルなど  
 多重債務…住宅ローン滞納、連帯保証債務など  
 行政関係…支援金申請、生活保護など  
 保全…不動産の仮差押など  
 執行・競売…不動産の強制競売など

(注2) 令和元年10月～令和2年7月実施分

## エ 相談を実施した場所の傾向

当援助による法律相談の半数以上が、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所で行われている。法テラスの事務所と合わせると、全体の約9割を占めている。

資料 6-6 被災者法律相談援助の実施場所別件数



(注) 令和元年10月～令和2年7月実施分

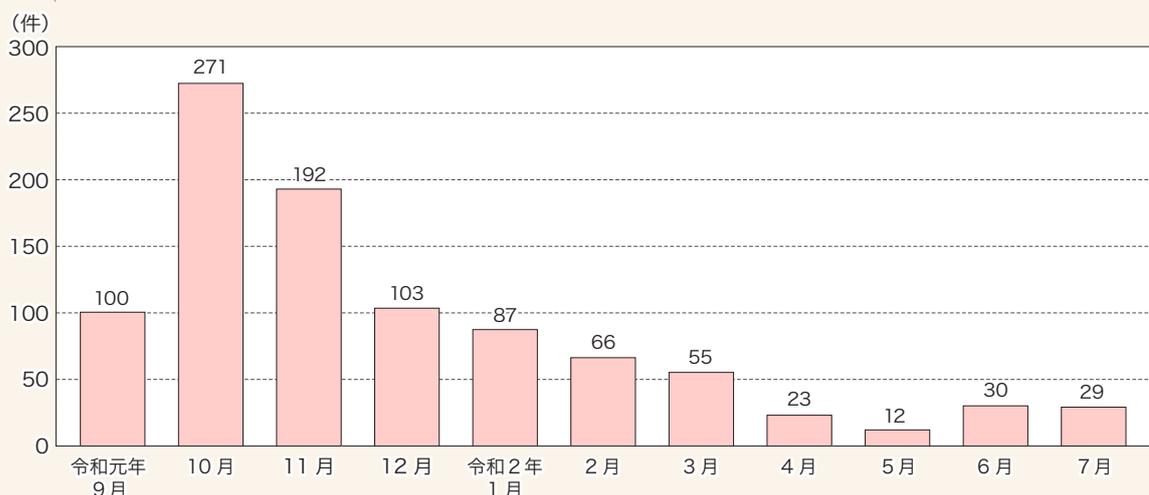
## (2) 情報提供業務の実施状況

法テラスでは、ホームページに「令和元年台風第15号Q&A」及び「令和元年台風第19号Q&A」を掲載した。また、令和元年10月18日からは、被災者専用フリーダイヤルで、台風第19号の被災者からの問合せも受け付け始めた。

### ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は、被災者専用フリーダイヤルで受付を始めた令和元年10月に271件に達したのち、減少傾向にあるものの、令和2年7月の時点においても、29件の問合せがある。

資料 6-7 令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ月別件数の推移

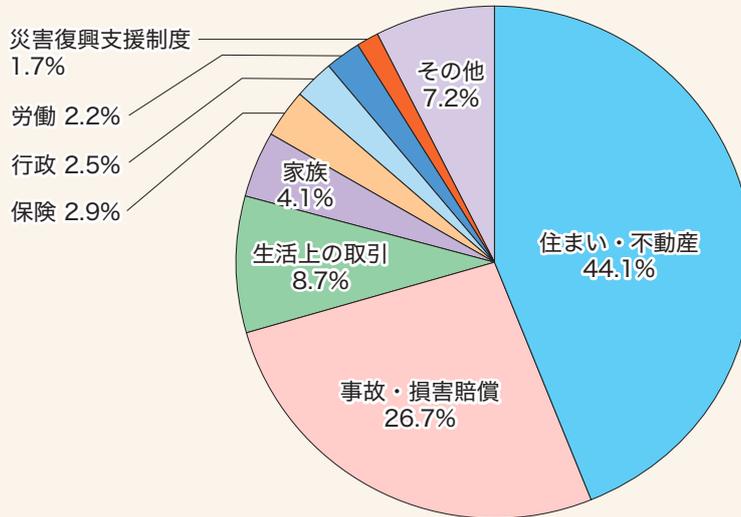


(注) 令和元年9月～令和2年7月被災者専用フリーダイヤル(サポートダイヤル受付分一部含む)問合せ受付分

## イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関する問合せが最も多く、次いで事故・損害賠償、生活上の取引と続いている。

資料 6-8 令和元年台風第15号・第19号に関する問合せ分野別内訳



(注) 令和元年9月～令和2年7月被災者専用フリーダイヤル(サポートダイヤル受付分一部含む)問合せ受付分

問合せ例として、「借りているアパートが床上浸水の被害にあい、不動産業者から立退きをするように言われている。貸主に修繕をもらい引き続き居住したいが、どのようにすればよいか。」「台風による倒木で、隣家の物置と車を潰してしまった。隣人から仕事が出来ないので休業補償をしてほしいと言われているが、全額賠償しなければならないのか。」などがある。

## 6-3 東日本大震災対応

前述のとおり、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、平成30年3月30日に2度目の延長が決定し、令和3年3月31日まで本業務を行うこととなった。

東日本大震災への対応としては、法テラス震災特例法に基づく「東日本大震災法律援助業務」のほか、被災地7か所（令和2年3月31日現在）に設置した被災地出張所での「よろず相談」、「被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）」（通話料無料）における全国各地の被災者への情報提供を実施している。

### 1 震災法律援助業務の実施状況

#### （1）業務の状況

震災法律相談援助件数は平成24年度の業務開始以降、毎年増加していたが、平成28年度は52,995件（前年度比2.9%減）と初めて減少した。しかし、平成29年度は53,433件（前年度0.8%増）、平成30年度は54,765件（前年度2.5%増）と増加し、令和元年度は50,944件（前年度比7.0%減）と再び減少したが、震災法律相談援助のニーズは依然として高いといえる。

震災代理援助件数は、令和元年度は100件（前年度比53.7%減）と減少し、震災書類作成援助は36件の実績があった（前年度は実績なし）。

資料 6-9 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助開始決定件数の推移

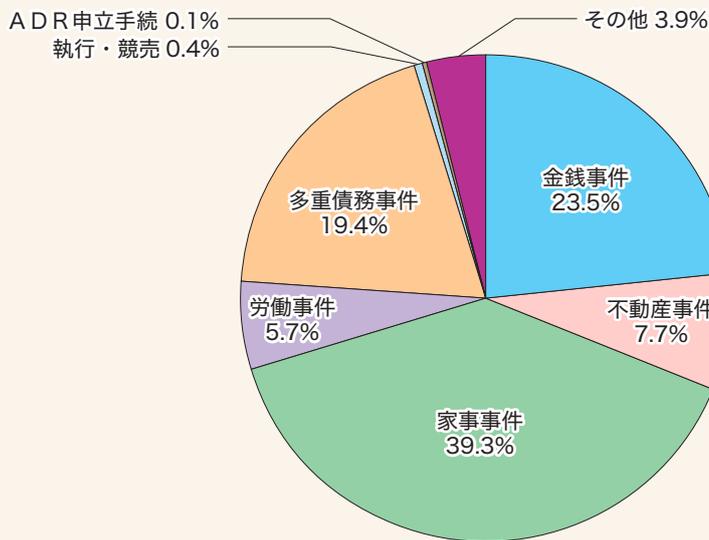
地方事務所	震災法律相談援助								震災代理援助							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
札幌	0	2	0	3	2	0	1	0	1	8	0	1	0	0	1	0
函館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	3	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
青森	160	167	148	229	262	413	517	475	2	3	3	0	0	0	0	0
岩手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	9,463	9,135	8,777	74	37	27	20	23	20	11	4
宮城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	20,119	20,808	20,568	323	203	113	89	51	30	30	15
秋田	10	3	1	0	3	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	235	452	234	126	68	21	27	8	119	1,087	957	413	111	51	42	33
福島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	11,208	10,947	11,112	390	174	279	231	106	62	30	22
茨城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	8,858	9,864	7,329	45	19	10	4	6	3	1	2
栃木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	2,576	2,723	1,997	3	4	3	3	2	0	0	0
群馬	1	5	4	3	0	0	4	1	0	4	1	3	0	0	0	0
埼玉	44	15	12	9	6	6	4	1	1	10	6	2	0	1	0	2
千葉	164	310	332	380	505	504	401	364	7	0	1	0	0	0	0	0
東京	258	80	64	58	37	32	64	56	1,694	366	24	1,260	144	45	92	13
神奈川	60	12	4	1	6	4	1	1	5	3	1	0	0	0	1	0
新潟	306	248	299	220	255	194	250	238	1	314	329	74	20	4	0	1
富山	4	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
石川	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	4	2	0	0	0	0	2	0	11	1	0	0	0	0	1	1
山梨	14	5	4	1	0	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0	2
長野	1	0	0	2	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	2	3	2	2	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0
愛知	1	4	0	7	1	6	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0
三重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	3	2	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
京都	28	6	3	2	3	5	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
大阪	14	9	1	1	1	0	0	2	2	2	0	0	1	0	2	0
兵庫	6	5	2	3	1	0	0	0	3	2	5	1	1	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
鳥取	0	7	2	2	0	0	0	1	0	5	1	3	0	0	0	0
島根	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	8	2	0	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
広島	11	8	5	8	3	1	1	3	6	3	7	5	0	0	0	4
山口	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	1	1	0	1
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	18	13	4	0	0	0
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	3	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
大分	9	5	4	1	2	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0
宮崎	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島	3	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
沖縄	8	5	8	1	4	6	8	0	1	1	2	0	0	1	4	0
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	53,433	54,765	50,944	2,699	2,267	1,802	2,126	471	219	216	100

(件)

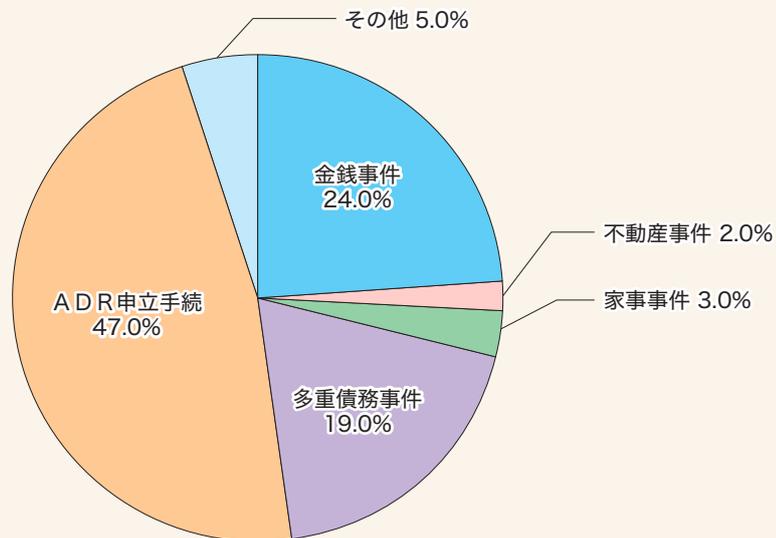
地方事務所	震災書類作成援助							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
札幌	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	4	2	2	37	26	14	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	2	6	5	5	1	6	0	36
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	1	0	0	0	0	0	0
群馬	0	1	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	1	0	0	0	0	0	0
千葉	1	0	0	0	0	1	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	1	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	1	0	0	0	0
三重	0	0	1	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	4	8	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	1	1	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	8	13	9	43	31	29	0	36

令和元年度の震災法律相談援助を事件内容別に見ると、家事事件が最も多く39.3%となっている。震災代理援助では、ADR申立手続が最も多く、全体の47.0%を占めている。

資料 6-10 令和元年度震災法律相談援助の事件別内訳



資料 6-11 令和元年度震災代理援助の事件別内訳



## (2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移

震災法律援助の担い手になる弁護士、司法書士は、民事法律扶助事業と別の新たな契約を交わす必要がある。この契約弁護士数は平成27年度に微減したが、平成28年度から再び増加し、令和元年度は前年比0.9%増となった。契約司法書士数は平成30年度に微減したが、令和元年度に再び増加し、前年度比1.4%増となった。

## 資料 6-12

## 震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

(人)

地 方 事 務 所	震災法律援助契約弁護士数								震災法律援助契約司法書士数							
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
札幌	166	180	181	191	197	201	207	212	36	34	34	33	33	33	33	33
函館	15	17	26	20	22	22	22	22	3	3	3	3	3	3	3	3
旭川	15	16	19	23	27	27	26	28	4	4	4	4	4	4	4	4
釧路	16	17	20	19	19	20	20	20	3	4	4	4	4	4	4	4
青森	32	38	52	45	44	44	43	47	9	10	12	11	11	9	7	7
岩手	76	83	87	85	87	87	88	89	16	25	28	32	33	35	44	46
宮城	322	343	370	384	391	407	403	411	50	55	56	61	59	65	66	68
秋田	43	48	49	46	46	47	46	46	15	17	17	17	17	18	17	17
山形	60	66	69	70	72	67	68	71	25	28	28	29	30	31	31	31
福島	151	155	170	175	180	175	180	184	56	63	68	70	72	74	74	81
茨城	148	170	202	198	216	218	225	225	12	37	45	47	49	51	52	55
栃木	69	75	88	88	87	99	100	101	2	3	5	5	6	6	6	6
群馬	49	51	53	52	50	48	47	46	27	27	27	26	25	25	25	25
埼玉	25	39	65	47	50	54	57	58	15	17	17	17	17	18	19	19
千葉	79	112	125	138	144	154	159	162	22	26	31	36	38	40	40	40
東京	339	399	538	526	537	547	558	556	75	110	119	122	127	129	129	132
神奈川	49	51	55	59	61	68	69	70	18	21	20	18	19	19	18	19
新潟	93	103	111	110	115	116	118	120	24	25	25	25	26	29	28	27
富山	9	10	13	10	12	12	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
石川	39	39	40	43	41	41	38	37	22	24	24	24	24	24	24	24
福井	21	25	27	27	26	26	27	27	6	6	6	6	6	6	6	5
山梨	18	18	22	21	21	20	19	19	14	16	16	16	16	16	16	16
長野	2	2	5	5	8	9	10	11	23	24	25	25	27	28	28	28
岐阜	18	30	38	29	29	29	30	29	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡	64	69	91	78	86	88	90	90	57	56	56	57	58	55	55	54
愛知	8	11	16	13	16	17	18	17	57	62	74	86	85	85	83	82
三重	35	35	37	33	32	32	31	31	20	20	24	20	20	20	19	17
滋賀	25	25	30	25	25	25	26	26	3	3	3	3	3	3	3	3
京都	66	67	71	65	65	67	66	66	21	21	22	22	22	22	21	21
大阪	11	15	30	21	24	24	25	25	80	80	79	81	83	89	88	94
兵庫	11	18	23	20	25	26	27	26	5	5	5	5	5	5	5	5
奈良	10	10	16	15	15	15	19	20	6	6	6	6	6	5	5	5
和歌山	33	41	47	45	41	41	41	41	8	8	8	8	8	7	7	7
鳥取	2	2	4	2	2	4	4	5	1	2	1	1	1	1	1	1
島根	3	3	9	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3	2	2	2
岡山	42	42	43	42	41	40	39	39	22	21	19	19	19	19	16	16
広島	14	29	34	29	30	30	30	29	40	37	35	34	33	32	33	33
山口	12	16	20	15	15	15	13	13	23	25	26	27	29	28	28	28
徳島	20	20	21	19	19	19	18	18	0	4	4	4	4	4	4	4
香川	6	7	12	6	7	7	7	7	4	4	4	4	4	4	4	4
愛媛	2	3	6	2	3	6	6	5	7	8	8	8	9	11	11	11
高知	6	6	13	4	4	4	4	4	8	7	7	8	9	11	12	12
福岡	12	13	24	15	18	18	18	18	96	94	92	89	84	80	78	76
佐賀	18	18	22	21	20	19	19	19	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	6	6	16	7	8	8	8	8	5	5	5	3	3	3	3	3
熊本	48	53	57	53	55	54	51	51	13	14	13	13	14	14	13	13
大分	25	28	34	39	41	41	41	42	7	7	7	7	6	6	6	7
宮崎	4	5	8	5	5	5	5	5	14	13	13	13	12	12	12	12
鹿児島	20	20	25	18	15	14	14	13	9	9	9	9	9	9	9	9
沖縄	30	32	39	34	34	34	34	34	15	15	15	15	14	14	11	11
全国合計	2,387	2,681	3,173	3,043	3,134	3,197	3,231	3,259	1,017	1,124	1,168	1,192	1,205	1,224	1,219	1,236

(注) いずれも各年度末現在

## 2 被災地出張所における「よろず相談」

法テラスは、平成25年3月までに、宮城、福島、岩手の3県に合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、弁護士、司法書士による法律相談だけでなく、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるようにしている。平成29年度から令和元年度における各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-13のとおりである。相談内容は、各地それぞれの傾向はあるが、家族、住まい・不動産、行政の割合が高い地域が多い。

### 資料 6-13

### 被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

(注1) 年度ごとに、件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。  
(注2) 1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

#### 〈宮城〉

#### 法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	66	21.3%	98	34.3%	56	30.3%
住まい・不動産	57	18.4%	36	12.6%	26	14.1%
生活上の取引	29	9.4%	39	13.6%	34	18.4%
保険	10	3.2%	6	2.1%	6	3.2%
医療・年金・福祉	39	12.6%	12	4.2%	10	5.4%
事故・損害賠償	13	4.2%	11	3.8%	13	7.0%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	9	2.9%	24	8.4%	16	8.6%
行政	41	13.2%	20	7.0%	9	4.9%
災害復興支援制度	2	0.6%	2	0.7%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	44	14.2%	38	13.3%	15	8.1%
合計	310	100.0%	286	100.0%	185	100.0%

#### 法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	76	27.3%	89	37.1%	102	37.9%
住まい・不動産	53	19.1%	40	16.7%	27	10.0%
生活上の取引	31	11.1%	20	8.3%	27	10.0%
保険	2	0.7%	1	0.4%	2	0.7%
医療・年金・福祉	31	11.1%	27	11.3%	28	10.4%
事故・損害賠償	8	2.9%	3	1.3%	17	6.3%
動産	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
労働	6	2.2%	9	3.8%	12	4.5%
行政	50	18.0%	32	13.3%	31	11.5%
災害復興支援制度	1	0.4%	1	0.4%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	20	7.2%	18	7.5%	22	8.2%
合計	278	100.0%	240	100.0%	269	100.0%

#### 法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	187	30.6%	267	32.2%	213	31.8%
住まい・不動産	67	10.9%	87	10.5%	67	10.0%
生活上の取引	72	11.7%	106	12.8%	77	11.5%
保険	8	1.3%	7	0.8%	5	0.7%
医療・年金・福祉	101	16.5%	136	16.4%	101	15.1%
事故・損害賠償	30	4.9%	60	7.2%	41	6.1%
動産	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
労働	39	6.4%	61	7.4%	50	7.5%
行政	87	14.2%	83	10.0%	87	13.0%
災害復興支援制度	1	0.2%	2	0.2%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	19	3.1%	20	2.4%	27	4.0%
合計	612	100.0%	829	100.0%	669	100.0%

〈福島〉

法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	212	30.2%	267	28.9%	287	36.1%
住まい・不動産	125	17.8%	187	20.2%	124	15.6%
生活上の取引	86	12.3%	120	13.0%	99	12.5%
保険	6	0.9%	8	0.9%	4	0.5%
医療・年金・福祉	38	5.4%	47	5.1%	37	4.7%
事故・損害賠償	38	5.4%	65	7.0%	55	6.9%
動産	0	0.0%	2	0.2%	2	0.3%
労働	59	8.4%	59	6.4%	41	5.2%
行政	52	7.4%	90	9.7%	62	7.8%
災害復興支援制度	1	0.2%	4	0.4%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	84	12.0%	76	8.2%	84	10.6%
合計	701	100.0%	925	100.0%	795	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	76	38.0%	79	36.1%	91	32.6%
住まい・不動産	34	17.0%	25	11.4%	49	17.6%
生活上の取引	16	8.0%	50	22.8%	67	24.0%
保険	0	0.0%	1	0.5%	1	0.4%
医療・年金・福祉	8	4.0%	3	1.4%	6	2.2%
事故・損害賠償	3	1.5%	11	5.0%	6	2.2%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	18	9.0%	11	5.0%	18	6.5%
行政	38	19.0%	28	12.8%	26	9.3%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%
その他（津波・原発・その他）	7	3.5%	11	5.0%	13	4.7%
合計	200	100.0%	219	100.0%	279	100.0%

〈岩手〉

法テラス大槌（平成24年3月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	30	34.8%	41	35.7%	44	45.4%
住まい・不動産	35	40.7%	41	35.7%	29	29.9%
生活上の取引	6	7.0%	10	8.7%	6	6.2%
保険	0	0.0%	0	0.0%	2	2.1%
医療・年金・福祉	0	0.0%	2	1.7%	1	1.0%
事故・損害賠償	1	1.2%	5	4.3%	0	0.0%
動産	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%
労働	1	1.2%	5	4.3%	3	3.1%
行政	7	8.1%	6	5.2%	6	6.2%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	6	7.0%	4	3.5%	6	6.2%
合計	86	100.0%	115	100.0%	97	100.0%

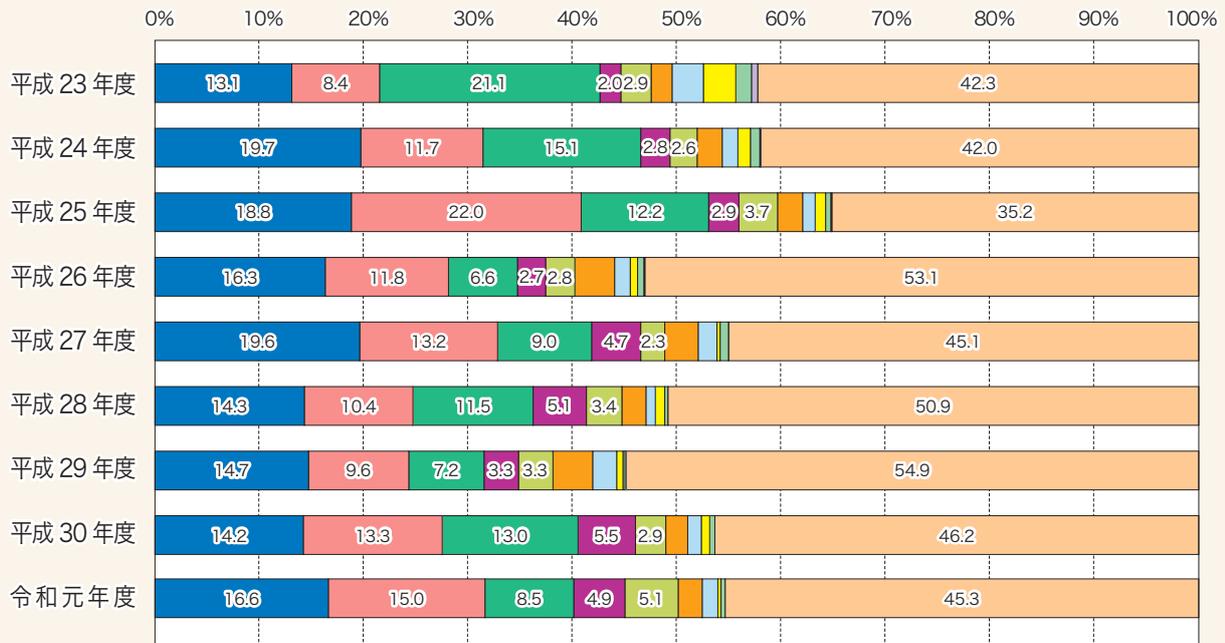
法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	50	39.7%	43	30.1%	55	40.1%
住まい・不動産	12	9.5%	24	16.8%	11	8.0%
生活上の取引	10	7.9%	18	12.6%	13	9.5%
保険	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
医療・年金・福祉	10	7.9%	8	5.6%	8	5.8%
事故・損害賠償	1	0.8%	0	0.0%	4	2.9%
動産	0	0.0%	1	0.7%	1	0.7%
労働	3	2.4%	6	4.2%	5	3.6%
行政	38	30.2%	36	25.2%	28	20.4%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.7%	1	0.7%
その他（津波・原発・その他）	2	1.6%	6	4.2%	10	7.3%
合計	126	100.0%	143	100.0%	137	100.0%

### 3 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）

法テラスでは、平成23年11月から被災者専用フリーダイヤルを開設し、全国各地の被災者に通話料無料で法的な問題の解決に役立つ法制度などについて、情報提供を行っている。問合せ内容の内訳では、家族、生活上の取引の割合が高い傾向が続いている。

資料 6-14 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）問合せ内訳の推移



■ 家族  
■ 事故・損害賠償  
■ 行政  
■ 動産(車・船舶他)  
■ 生活上の取引  
■ 労働  
■ 災害復興支援制度  
■ その他(津波・原発・その他)  
■ 住まい・不動産  
■ 医療・年金・福祉  
■ 保険

	家族	生活上の取引	住まい・不動産	事故・損害賠償	労働	医療・年金・福祉	行政	災害復興支援制度	保険	動産(車・船舶他)	その他(津波・原発・その他)	合計(件数)
平成23年度	13.1%	8.4%	21.1%	2.0%	2.9%	2.0%	3.0%	3.1%	1.5%	0.6%	42.3%	1,143
平成24年度	19.7%	11.7%	15.1%	2.8%	2.6%	2.4%	1.5%	1.2%	0.9%	0.1%	42.0%	2,981
平成25年度	18.8%	22.0%	12.2%	2.9%	3.7%	2.4%	1.2%	1.0%	0.5%	0.1%	35.2%	4,952
平成26年度	16.3%	11.8%	6.6%	2.7%	2.8%	3.8%	1.5%	0.7%	0.6%	0.1%	53.1%	3,743
平成27年度	19.6%	13.2%	9.0%	4.7%	2.3%	3.2%	1.8%	0.3%	0.8%	0.0%	45.1%	1,897
平成28年度	14.3%	10.4%	11.5%	5.1%	3.4%	2.3%	0.9%	0.9%	0.3%	0.0%	50.9%	1,573
平成29年度	14.7%	9.6%	7.2%	3.3%	3.3%	3.8%	2.3%	0.6%	0.2%	0.1%	54.9%	1,070
平成30年度	14.2%	13.3%	13.0%	5.5%	2.9%	2.1%	1.3%	0.8%	0.5%	0.0%	46.2%	759
令和元年度	16.6%	15.0%	8.5%	4.9%	5.1%	2.3%	1.5%	0.3%	0.4%	0.0%	45.3%	895

(注) 東日本大震災に関する問合せ件数である。